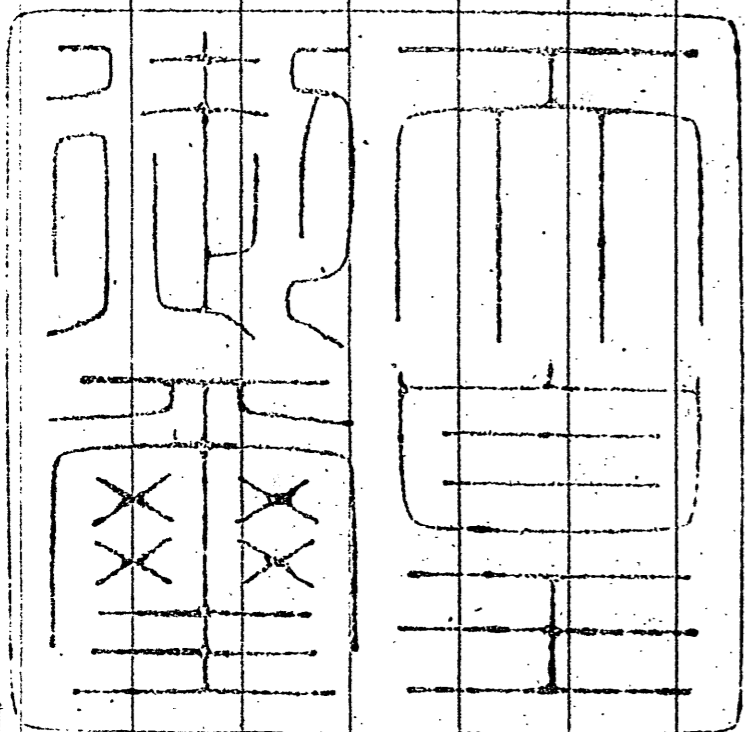


總
名子

勅令第五百十七號

朕は、厚生省官制等の一部を
改正する勅令を裁可し、ことごとこれを
公布せしめる。

裕
仁



局

四 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條 醫務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 醫事及藥事ニ關スル事項

二 衛生資材ニ關スル事項

三 國ニ於テ醫療ヲ爲スヲ要スル患者ノ醫療ニ關スル事項

第五條ノ二 豫防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 疾病ノ豫防ニ關スル事項

二 水道、下水道及清掃衛生ニ關スル事項

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任五人

一級

專任二百四十九人

二級

專任八百五十四人

三級

厚生技官

專任三人

一級

專任千八百八人

二級

内二十八人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任五百七人

三級

第十一條ノ二 厚生省ニ病院調査官ヲ置キ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承テ國民醫療法施行令ニ規定スル實施修練ニ必要ナル施設ノ調査及指定ニ關スル事務並ニ實地修練ノ指導監督ヲ掌ル

第二十四條 厚生大臣ハ國ニ於テ醫療ヲ爲スヲ要スル患者ノ醫療ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシムル爲病院又ハ療養所ヲ設クルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

病院又ハ療養所ノ長ハ一級又ハ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ
第二十五條 第五條ノ患者ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

總字

勅令第五百十七號

第二條 引揚援護院官制の一部を次のやうに改正する。

第二條 厚生事務^部の部中「^{専任}二百九十九人」を「^{専任}三百五十六人」

に、同條 厚生技官の部中「^{専任}三百四十五人」を「^{専任}二百七十四人」

に改める。

第四條 第一項中「醫務局」を「検疫局」に、第六條 第三項中「醫

務局長」を「検疫局長」に改める。

第三條 親任官及諸官級別令の一部を次のやうに改正する。

親任官及諸官級別表 厚生省の部中 醫務局長官の項及び 醫務局次長の項を削る。

附 則

この勅令は公布の日から、これを施行する。

醫務局官制は、これを廢止する。

この勅令施行の際現に醫務局の職員の職にある者は、別に辭令を發せられないときは、厚生省勤務を命ぜられたものとす。